

イタリア学会  
第68回大会 プログラム

2020年10月17日(土)

オンライン



オンライン開催

◆ 研究発表 14:00-16:00

14:00-14:30

1. 言語学者トゥッリオ・デ・マウロが構築した民主的言語教育  
——ヨーロッパにおける複言語主義の先駆けとして——  
発表者：西島<sup>よりこ</sup>順子（大分大学） 司会：藤田健（北海道大学）

14:30-15:00

2. ボルツァーノ自治県における言語教育政策の課題  
——学校制度と言語教育——  
発表者：大澤麻里子（東京大学） 司会：土肥篤（東京外国語大学）

15:00-15:30

3. ボッカッチョ『コルバッチョ』における夢とその役割について  
発表者：田中真美（京都大学） 司会：村松真理子（東京大学）

15:30-16:00

4. 20世紀初頭までのイタリア写真の状況  
——未来派によるフォトディナミズモ追放の背景——  
発表者：角田かるあ（慶應義塾大学）  
司会：太田岳人（千葉大学）

◆ 休憩 16:00-16:30

◆ 総会 16:30-17:30

# 言語学者トゥッリオ・デ・マウロが構築した 民主的言語教育 ——ヨーロッパにおける複言語主義の先駆けとして——

西島順子<sup>よりこ</sup>（大分大学）

本発表は、言語学者トゥッリオ・デ・マウロ（Tullio De Mauro, 1932-2017）が構築した民主的言語教育が、現在の言語教育界で議論されている複言語主義に親和性があることを明らかにし、その意義を考察する。

2001年、欧州評議会は域内の修学・就労による人的移動を容易にするため、外国語教育の共通参照枠 *Common European Framework of Reference for Languages*（以下CEFR）を発行した。このCEFRは言語評価基準A1～C2を提唱したことで知られているが、その教育理念として複言語・複文化主義 plurilingualism, pluriculturalism を唱道している。複言語・複文化主義とは個々人の中に複数の言語・文化能力の相互関係を築き、作用しあうことであり、その複層的な能力を承認することを意味する。欧州評議会はこの理念を持ってEU域内のあらゆる言語を等価とみなし、その成員が複数の言語を獲得することを推奨している。

デ・マウロは、この複言語主義と極めて親和性の高い plurilinguismo の概念をもつ「民主的言語教育」をそれに先んじて提唱していた。この言語教育は1975年に10の理論 *Dieci Tesi* と題され、発表された。I～IVは口語の重要性、V～VIIは伝統的言語教育への批判、VIIIは民主的言語教育の提案、IX～Xは学校改革や教育編成の提案で構成されている。この言語教育改革は、それまで公教育において排除され続けてきた方言や少数言語を承認し、生徒が所有するそれらの口頭能力を認め、それを起点として、多様な言語能力を獲得してゆくことを目的としていた。

欧州評議会は複言語主義、デ・マウロは plurilinguismo に基づく言語教育を構築したが、その起源は異なる。欧州評議会の複言語主義は1956年にフランスの社会言語学者コーアンが「多言語国家」を形容したことに始まり、それが1990年代より言語教育で議論され始めたことに由来する。しかしイタリアにおける plurilinguismo は、1951年に文芸批評家コンティーニがダンテの作品を形容したことに始まり、その後、デ・マウロも1960年代からしばしば論考において「多

言語状態」や「複言語政策」「複言語能力」といった意味で使用した。デ・マウロはこの plurilinguismo を考察する中で、イタリアの多言語状態ゆえの言語格差に着目し、それが教育の不平等を誘発していると看破する。その気づきが民主的言語教育に展開する。

デ・マウロが言語教育に着手した動機は、言語の獲得こそ、人々が平等に権利を確保するための方策であると考えたことにある。民主的社会の実現には、能動的に問題に対峙し、解決能力のある個人、あるいは高い文化や批判的能力を持つ個人を育成する必要がある、それには言語能力が不可欠であると主張していた。これは欧州評議会が言語話者を社会的行為者 social agents と位置付けていることに著しく類似している。この社会的行為者とは、その行動領域においてなすべき課題を持って行動する者を指す。欧州評議会は個人が社会的行為者として認知、感情、意志などあらゆる能力をもって、社会に参加し、適合することを目指している。

実は、この両者が提言する、社会で主体的に行動できる成員を育成するという考え方は、近年の言語教育のみが議論してきたわけではない。それは、公教育の創設以来、社会学者デュルケムや歴史学者ゲルナー、また、哲学者デューイも論じてきた教育の主要な義務でもある。

言語教育が教育の一部を構成するのであれば、言語教育を通して、それら論者が主張した教育の義務、つまり主体的な成員を育成することは不可能ではない。デ・マウロが構築した民主的言語教育は、1970年代にイタリアという限られた地域で萌芽し、実践された言語教育に過ぎない。しかし、そこには近代以降、民主的社会が希求してきた自ら考え行動する自律した社会的成員の育成といった普遍性を認めることができる。それは現在の多様な言語や文化が混交する社会に鑑みても、決して時代錯誤ではなく、言語教育史において重要な意義を持つ。

## ボルツァーノ自治県における言語教育政策の課題

### ——学校制度と言語教育——

大澤麻里子（東京大学）

本報告ではイタリアの最北端に位置し、オーストリアと国境を接するトレンティーノ＝アルト・アディジェ州ボルツァーノ自治県の言語教育政策について、主にイタリア語話者集団の立場から様々な課題を提示することを目的とする。ボルツァーノ自治県は第一次世界大戦後にオーストリア・ハンガリー帝国からイタリアに割譲されたという歴史的経緯から、大戦前からの住人であるドイツ語・ラディン語話者とムツリーニの入植政策によりイタリア各地から移住してきたイタリア語話者の子孫が共存しており、2011年の統計では言語人口比はドイツ語系（69.64%）、イタリア語系（25.84%）、ラディン語系（4.52%）となっている。言語集団の境界を明確に分かつことにより各集団の「権利」を対等に保障するという政策によって言語集団間の均衡を図っており、紛争回避のモデルケースとして例示されることも多い。この政策が一番顕著な形で表れているのが教育であり各言語集団は「母語で教育を受ける権利」を行使するため、独自の学校制度を保持している。子どもたちは別々の校舎で各々の母語で学び、他の言語集団の児童・生徒たちとの接触がほとんどないままに成長する。このような分離型の教育制度は平和的共存のためには有効なシステムではあるが、言語集団間の交流と相互理解、地域の共生を阻む要因ともなっている。

「母語で教育を受ける権利」と共に特徴的な教育政策は「第二言語を学ぶ義務」であり、イタリア語系の学校ではドイツ語を第二言語として学ぶことが定められている。県内では数的少数派であるイタリア語系の住人は、ドイツ語の習得はこの地域で職を得るためには必須であるが、その言語能力は学習時間の長さに見合うだけの水準に達しておらず、従来型の言語教育では限界があると教育関係者や保護者は危機感を強めている。そのためドイツ語系学校に子弟を通学させてドイツ語力向上を狙うイタリア語系保護者も少なくないが、ドイツ語系保護者からはドイツ語系学校の学力低下を招くと批判されている。

イタリア語系の学校ではドイツ語能力向上の打開策として、最近、多くの学校が部分的にドイツ語で教科教育を行う CLIL（内容言語統合型学習）を導入して

いるが、この学習法はドイツ語話者集団との間に新たな政治的な軋轢をもたらしている。問題となるのは「母語で教育を受ける権利」の捉え方であり「第二言語を学習」するのではなく「第二言語で学習」する CLIL は「母語で教育を受ける権利」に抵触するという主張である。ファシズム政権下で言語弾圧を受けたドイツ語系にとっては「母語で教育を受ける権利」とは先人が苦勞の末、獲得した貴重な権利であり、それが少しでも脅かされる可能性があれば敏感に反応するのは当然とも言える。対してイタリア語系にとっては母語で教育を受ける権利は所与のものであり、ドイツ語習得はこの地で生きるために必須であることから CLIL 導入に対する反対の声は僅かで、むしろ「複数言語で教育を受ける権利」を主張する地域政党（緑の党）の議員もいる。

但しイタリア語系学校の CLIL 導入に関してもいくつかの懸念材料がある。例えば CLIL を言語教育の万能薬として捉えている保護者が多い点、言語学習のみ焦点が当てられ、異なる文化を尊重する態度を育成し、相互理解を促すといった CLIL や欧州の複言語教育が目指す理念が理解されているのかという点である。

最後に分離型の教育制度に風穴を開ける新たな事例を紹介する。学校を新設する際にイタリア語系・ドイツ語系の校舎を隣接させ、共有スペース（講堂、校庭、食堂）を設けて、共同利用することにより子ども達の交流を促し、制度的な限界を超えようという試みである。このような分離的共存から融合的共生への模索は、教育政策に留まらず地域社会の在り方に一石を投じるきっかけとなるだろう。

## ボッカッチョ『コルバッチョ』における 夢とその役割について

田中真美（京都大学）

ジョヴァンニ・ボッカッチョ Giovanni Boccaccio の *Corbaccio* (『コルバッチョ』 c.1354-65) は、作家自身が第一人称の語り手となる最後の俗語による物語作品である。ある未亡人に恋した語り手は、彼女に手酷く振られたことに思い悩んでいた。そこへ、夢の中にその未亡人の夫の亡霊が導き手として現れ、語り手の苦悩に対して問答と教示を重ねつつ、世俗的肉体的恋愛からの脱却を諭す。物語のほとんどはこの夢の中で展開され、語り手の恋の顛末が明かされると、導き手によって語り手の犯した罪がつまびらかにされる。男女それぞれの一般的性質が述べられ、件の未亡人についてはその実態が情け容赦なく暴露される。これによって自らの過ちに気づき、改心した語り手は、目覚めるとこの夢で伝達されたことを信じ、世俗の愛からの脱却を現実に誓う。

この作品については、代表作 *Decameron* 『デカメロン』 からあまりにもかけ離れた嫌女主義的な内容が取り沙汰され、そのわけを問う向きが長く続き、また、その解決は未だ見られていない。しかし、少なくとも、一連の出来事について「私によって書かれるものが、(神の) 至聖なる御名の名声となり誉れとなり、読む機会を得ることになる者たちの魂にとっては有益なるものとなるように (per me quello si scriva che onore e gloria sia del suo santissimo nome, e utilità e consolazione delle anime di coloro li quali per avventura ciò leggeranno)」 (§5) と作品にしたためたという作家の言葉を文字通り受け取ることに問題はないのではないだろうか。それを確かめるにあたって、作品が「夢」を大枠として構造立てられていることに注目したい。

「夢」という題材自体は、古典古代から中世にかけての伝統にもれず、ボッカッチョも『デカメロン』4日目第5話や第6話、9日目第7話などの真実を語る予知夢を用いた教訓話に代表されるように、著作中で何度も描いている。また、百科事典的作品においても言及が認められる。*Genealogie deorum gentilium* (『異教の神々の系譜』 c.1360 in poi) では、マクロービウスの分類を踏襲しつつ、ホメロスやウェルギリウスを引いて、夢には真実を語るものとそうではないものがあると



いう一般的な理解を提示した。加えて、『デカロメン』4日目第6話の導入箇所におけるパンフィロの発言や *De casibus virorum illustrium* (『名士列伝』 c.1355-60) では、道徳上よく生きるための指針となる夢は信じるべきであるとの考えが示唆される。作家にとって、夢とその有益性、そして実践ということが密接な関係をもっていたであろうことは予想されてしかるべきであろう。そして、『コルバッチョ』においては、夢を見るに至った経緯、夢で得られる知識、目覚めと信用、夢による知識の実践に至るまでが詳細に語られている点で、こうした作家の「夢」の捉え方が大いに反映されているように見受けられる。

本発表では、上に挙げたようなボッカッチョの「夢」に対する理解の仕方を整理したうえで、『コルバッチョ』においてまさに夢とその実践がありありと描き上げられている箇所を挙げ、差し当たり彼が理想とした夢の受容の仕方が、この作品に描かれる語り手の態度によって体現されていることを指摘する。これにより、この作品の教本的性格がゆるぎないものであることを確認したい。

## 20世紀初頭までのイタリア写真の状況 ——未来派によるフォトディナミズモ追放の背景——

角田かるあ（慶應義塾大学）

本発表の目的は、20世紀初頭までのイタリア写真の状況を手掛かりに、初期未来派における写真の過小評価ないし写真実践「フォトディナミズモ」追放の要因を検討することにある。

1909年にはじまる未来派は、過去と伝統を否定し、新しい時代にふさわしい機械・速度・ダイナミズムの美を唱えた前衛芸術運動であった。領域横断的な性格で知られるこの運動は、あらゆる分野の芸術家を寛大に迎え入れることで、表現領域を拡大させてきた。新しい表現手段であった写真は、カメラという機械を用いる点でも、一見すると未来派と親和性が高いように思われる。しかしながら、初期未来派からフォトディナミズモが追放された事実は看過できない。アントン・ジュリオ（1890-1960）とアルトゥーロ（1893-1962）のブラガーリア兄弟によって考案されたこの実践は、被写体の運動の軌跡をぶれとして可視化する動態撮影の試みであった。これに対して未来派の画家たちは、雑誌『ラチェルバ』を通じて「異端通告」をなしている。

こうした出来事の背景には、運動の表現方法をめぐる芸術観の相違や、未来派内部での軋轢など、多様な事柄が指摘されている。他方、先の通告に鑑みるならば、その文面からは画家たちが、フォトディナミズモはもとより写真そのものを、諸芸術に劣るものであるとみなしていた事実がうかがえる。それでは、前衛芸術家たちに、こうした価値観をもたらすこととなったイタリア写真の状況は、いかなるものであったのだろうか。

豊かな視覚文化を誇るイタリアは、西洋美術史におけるいわば主役であったにもかかわらず、写真領域（そもそも、写真が誕生した19世紀における美術全般）に限定するならば、その歴史はいまなおほとんど知られていない。写真に関する既存の通史的研究は、いずれも英・米・独・仏における諸実践によって構成され、そこで紹介されるイタリアの作例は少数にとどまる。

とはいえイタリアにおける写真文化は、決して貧弱であったわけではない。1839年に発表されたダゲレオタイプは、直後にミラノにて報道された後、フィ

レンツェをはじめとする諸都市で実演がなされた。イタリアにおいてこの技術は、とりわけ建築分野で成果を収め、結果的にイタリア写真は「文化遺産」と結びついて発展していく。フェルディナンド・アルタリア（1781-1843）による作品集は、観光産業における最初期の成功例であり、ローマにおけるジャコモ・カネーヴァ（1813-1865）、ミラノにおけるルイジ・サッキ（1805-1861）、フィレンツェにおけるレオポルド（1832-1865）らアリナーリ兄弟による活動がこれに続く。彼らの写真は、ナショナリズムの文脈において、国家のイメージの確立にも大いに貢献することとなった。他方、19世紀後半以降、技術の改良によってより安価で容易な撮影が可能になると、イタリア全土に観光客に迎合する商業的なスタジオが増加し、彼らに対して独創性を重んじたアマチュア写真家が誕生する。世紀末にはトリノとフィレンツェが写真の中心地となり、前者においては1902年、国際装飾芸術展内に写真部門が設置されることとなる。この展覧会をきっかけに刊行された雑誌『芸術写真』は、主に「ピクトリアリズム（絵画主義）」による写真作品を紹介した。ガイド・レイ（1860-1935）の活動に代表されるこの潮流は、1920年代後半までイタリアの芸術写真における主流であり続けた。

さて、この潮流に批判的であったアントン・ジュリオ・ブラガーリアは、著作『未来主義フォトダイナミズム』において、「写真を純粹化し、高貴にし、真なる仕方で芸術へと高めるために、写真における進歩のための変革をなしとげる」ことを主張している。20世紀初頭までのイタリア写真の状況は、彼の写真実践の成立背景を検討する上でも、大きな手掛かりとなるであろう。

# イタリア学会

Associazione di Studi Italiani in Giappone

〒 223-8521 神奈川県横浜市港北区日吉 4 丁目 1-1

慶應義塾大学文学部 藤谷道夫研究室内

E-mail: [studiitalici@gmail.com](mailto:studiitalici@gmail.com)

URL: <http://studiit.jp/>